公　　示　　日：2022 年 11 月 16 日（水）
調達管理番号：22a00699
国　　名：パナマ国
担 当 部 署：社会基盤部　都市・地域開発グループ第二チーム
調 達 件 名：パナマ国首都圏公共交通指向型開発計画実施プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

1.　担当業務、格付等
（1）担当業務：環境社会配慮
（2）格　付：4 号
（3）業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等
（1）全体期間：2023 年 1 月上旬から 2023 年3月上旬
（2）業務人月：現地　0.70、国内　0.30、合計　1.00
（3）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
2 日	21 日	4 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限：2022 年 11 月 30 日（水）（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法：電子データのみ

- ✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）
- ✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
  「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」
  の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
  https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

✧　評価結果の通知:2022 年 12 月13日（火）までに個別通知
　　提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4.　簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）　業務の実施方針等:
　①　業務実施の基本方針　16 点
　②　業務実施上のバックアップ体制　4 点
（２）　業務従事者の経験能力等:
　①　類似業務の経験　40 点
　②　対象国・地域での業務経験　8 点
　③　語学力　16 点
　④　その他学位、資格等　16 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	環境社会配慮に係る各種業務
対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができると望ましい）

5.　条件等

（１）　参加資格のない社等:特になし
（２）　必 要 予 防 接 種:特になし

6.　業務の背景

パナマ首都圏では急速な人口増加及び都市域の拡大が起きている。地方部と都市部の極端な社会経済格差による向都離村が人口増加に拍車をかけ、パナマ首都圏は国の総人口 440 万人（UN、2022 年）の半数相当である約 190 万人（世界銀行、2017 年）の人口を有している。首都圏中心部の地価高騰により、居住地域が辺縁部に拡大し、首都圏中心部と辺縁居住地域との間で、朝夕のピーク時間帯を中心に深刻な交通渋滞が慢性化している。

パナマ首都圏には、都心部と首都圏北部を結ぶメトロ 1 号線、都心部と首都圏東部を結ぶメトロ 2 号線が開通しているが、他の公共交通機能との連携が十分に出来ていない。また、メトロ以外の唯一の公共交通である MiBus は、パナマ市内のみバスサービスを提供しているため、パナマ市外は非公式の独立したバス事業者が様々な形式でサービスを提供している。そのため、都市交通システム整備が整っておらず、自家用車の利用増加による深刻な交通混雑を引き起こしている。

首都圏西部地域には約 52 万人が居住しており、急速な人口増加がみられる。将来予

測によると、2040 年には 100 万人に達すると言われている。同地域では、住宅開発が進められているものの、ファミリー層を対象とする戸建ての住宅地（低層かつ低人口密度）開発が広がっており、自家用車の使用を促進させている。多くの西部地域住民は通勤、行政・商業サービスを利用するためにパナマ運河を超えてパナマ市に行くが、西部地域とパナマ市を繋ぐのは道路橋が２つ（アメリカ橋、センテナリオ橋）しか存在しないため、朝夕の通勤時間以外の昼間でも交通渋滞が大きな課題となっており、バス等の公共交通は渋滞する道路を自家用車と共有せざるを得ない。これにより、バスは時刻表通りに走っておらず、ピーク時には旅客が全員乗り切れない場合が多発している。このような道路混雑を改善するため、都市交通システム整備と一体となった持続可能な都市開発および関係機関間での効率的な連携が求められている。

このようなパナマ首都圏の課題に対し、パナマ政府は、 都市交通問題解決のため 、メトロ 4 路線からなる都市交通網計画を策定した。 JICA は「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」の実施を通じ、首都圏西部地域と中心部をつなぐモノレール方式の交通システムの導入により、西部地域へのアクセスの大幅な改善及び首都圏の交通機能の改善に協力している。同事業は都市開発のバックボーンとなり、西部地域における新たな経済活動の誘因が期待されるが、同地域のインフラ・住宅開発は着々と進められているものの中、3 号線事業の連結性を念頭に置いた沿線開発は現状行われていない。そのため、3 号線事業の裨益効果拡大及び西部地域の持続的な経済発展を目的とし、整備予定駅周辺の開発計画や交通結節点の整備を実施する必要がある。JICA は 2021 年度に「パナマ首都圏都市交通 3 号線事業 公共交通指向型開発にかかる情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」という）を実施し、3 号線沿線の社会経済状況にかかる情報収集及び TOD 実施に係る都市開発関連法の整理、TOD 実施対象となりうる主要駅の選定等を行った。

情報収集・確認調査の結果を受けて、パナマ政府は日本政府に対して、TOD 計画策定能力強化及び実施促進のための関係機関連携強化を目的とする「パナマ国首都圏公共交通指向型開発計画実施プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施に係る協力を要請した。これを受けて、JICA は今後の技術協力プロジェクトに必要な協力内容の検討と提言の取りまとめを目的とする詳細計画策定調査を実施することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者および調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、環境社会配慮の観点から必要な調査を行い、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、 モニ

タリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」（貸与資料）に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023 年 1 月上旬～中旬）

1) 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
2) 「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」（貸与資料）の記入項目および上記1）を踏まえて、調査方針を検討する。
3) 担当分野に係る調査計画、方針、面談先等を検討し、調査日程（案）を作成する。
4) パナマ側関係機関や他ドナー等に対する担当分野に係る質問票（案）（英語）を作成し、JICA に提出する。（JICA が全分野の質問票を取りまとめ、現地業務開始前に先方関係機関等に送付することを想定している。）
5) 担当分野に係る対処方針（案）（和文）を検討した上で、現地渡航前の対処方針会議に出席し、現地における業務内容の整理をする。

（2）現地業務期間（2023 年 1 月中旬～2 月上旬）

1) 現地業務開始時に、JICA パナマ事務所、パナマ側関係機関に調査計画・方針案を説明する。
2) 現地での現状把握及び収集した資料・情報をもとに、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく以下の項目にかかる調査および検討を行う。本プロジェクトの対象である 3 号線事業公共交通指向型開発は要請書等の内容から JICA 環境社会配慮カテゴリ B と分類されている。
   (ア) 対象地域に特化した、ベースとなる環境社会の状況確認(汚染対策、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況、等)
   (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認 影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要（環境影響評価（EIA）、ステークホルダーの参画及び情報公開の要件・手順を含む環境社会配慮に係る法律、規定、制度等）の調査
   (ウ) 環境社会配慮に係る相手国政府との協議結果のとりまとめ
   (エ) その他関連する情報の取りまとめ
   (オ) 予算、財源、実施体制の明確化

(カ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者 、協議方法・内容等の検討)

3) パナマメトロ 3 号線沿線のうち主要 2 駅（Vista Alegre 駅、Nuevo Chorillo 駅）周辺部の地籍・地権にかかる法制度について調査するとともに、本プロジェクトの活動で地籍・地権にかかる実態調査が実施可能かを検討する。
4) 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用など)を作成する。
5) M/M 案及び R/D 案の作成に担当分野の観点から協力する。
6) 担当分野に係る現地調査結果を JICA 関係者に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023 年 2 月上旬～中旬）

1) 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
2) 収集資料を分析・整理する。
3) 担当分野に係る本格プロジェクトへの助言（実施手法、規模、留意点等） を行う。
4) 情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）を作成する。
5) 本格協力における環境社会配慮の TOR 案（和文）を作成する。
6) 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。
7) 他団員がまとめる事業事前評価表案の作成に、担当分野の範囲内で協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書（和文、電子データ、簡易製本 3 部）

2023 年 2 月 17 日(金)までに以下を添付して、JICA 社会基盤部都市地域開発グループに提出すること。

1) 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書案（和文）
2) 情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）
3) 環境社会配慮の TOR 案（和文）
4) 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇔メキシコシティ⇔パナマシティを標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 1 月 16 日～2 月 5 日を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1～2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。現時点でパナマ入国時には、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3 回）又は出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が求められています（隔離期間なし）。最新の状況は在パナマ日本大使館等のホームページをご参照ください。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

① 総括（JICA）
② 協力企画（JICA）
③ 公共交通指向型開発（JICA が別途契約するコンサルタント）
④ 環境社会配慮（本コンサルタント）
⑤ 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

3) 便宜供与内容

JICA パナマ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎： あり
イ） 宿 舎 手 配： あり
ウ） 車両借上げ：全工程に対する移動車両の提供（JICA 職員等との移動期間については、職員等と同乗する）
エ） 通 訳 傭 上：英語⇔スペイン語の通訳提供可
オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによる

アポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

1) 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp（担当：境）宛にご連絡ください。

① 要請書(スペイン語、日本語仮訳)

② 案件概要表（詳細計画策定調査前）

③ カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）

④ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

2) 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館等のウェブサイトで公開されています。

① パナマ国 首都圏都市交通号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート概要版（2022 年 2 月）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047623.html

② パナマ国 首都圏都市交通 3 号線事業公共交通指向型開発(TOD)にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022 年 2 月）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047622.html

③ パナマ国 首都圏都市交通(3 号線)整備事業準備調査ファイナルレポート（2014 年 9 月）
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_618_12176129.html

④ ODA 見える化サイト「パナマ首都圏都市交通３号線整備事業（第一期）」
https://www.jica.go.jp/oda/project/PA-P2-1/index.html

3) 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パナマ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以　上